

特別支援学級・学びの多様化学校（不登校特例校）に在籍されている
児童・生徒の保護者の皆様へ



令和7年度 就学奨励費のお知らせ



世田谷区では、特別支援学級又は学びの多様化学校（不登校特例校）に在籍しているお子様がいらっしゃるご家庭に対し、学用品費や通学費などの一部を支援しています。ご多忙の折お手数おかけいたしますが、6月に学級から配布する「就学奨励費希望調書」に必要事項をご記入いただき、ご提出ください。

なお、就学奨励費は毎年度のお手続きが必要です。昨年度申請された方も、忘れずにお手続きをお願いします。

1. 認定要件

世田谷区在住で、区市町村立学校の特別支援学級又は学びの多様化学校（不登校特例校）に在籍する児童・生徒の保護者

※生活保護を受給している方は生活保護費（教育扶助）からの支給となるため、申請は不要です。

※世田谷区以外にお住まいの方は、お住まいの区市町村教育委員会へご相談ください。

2. 支給内容

世帯の所得額によって支給内容が異なります。

	支給内容
支給対象基準額内の方	学用品費、校外授業費、修学旅行費、通学費、職場実習交通費 等
支給対象基準額を超過した方	通学費、職場実習交通費

※通学費および中学校の職場実習交通費については、所得金額に関わらず実費相当額を支給します。

※金額の詳細は認定通知送付の際に同封する「支給予定額表」でご確認いただけます。

＜支給対象基準額の目安＞

※上段太字は合計所得金額の目安、下段（ ）内は給与収入の目安

世帯人数	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
	約472万円 (約646万円)	約601万円 (約790万円)	約667万円 (約880万円)	約715万円 (約920万円)	約835万円 (約1040万円)	約945万円 (約1140万円)

※支給対象基準額はおおよその目安です。世帯構成員の年齢や、各種控除額によって変動します。

※世帯構成は、原則として令和6年12月31日現在の住民票によります。

3. 手続き方法

- (1) 手続き開始……6月に在籍学級から「就学奨励費希望調書」を配布します
- (2) 提 出 先……在籍学級へ提出してください。
- (3) 審 査 結 果……9月下旬頃に在籍学級を通じて通知します。（年度途中入級の方は随時）
- (4) 支 給 時 期……前期分を11月末、後期分を3月末に支給します。

※世田谷区立学校以外の特別支援学級等に在籍している場合は、裏面の問合せ先までご連絡ください。

【裏面へ続きます】

4. 通学費の支給について

※必ずお読みください！

就学奨励費又は就学援助費が認定された方を対象に、9月頃及び2月頃に別途ご案内いたします。

- ①実際に通学に要した交通費について、**定期券や1日乗車券等を含む、最も経済的な通常の経路及び方法により通学した場合の金額を支給します。**又、支給の対象となるのは原則として自宅と学校の往復区間のみです。
- ②教育委員会及び在籍学級等がお認めできない通学方法は、支給の対象となりません。
- ③請求時には利用した経路・料金の分かる書類が必要となります。**定期券を購入した際は、定期券のコピーや購入時の領収書を紛失しないよう大切に保管してください。**
- ④通学費は、原則として夏休み以外の3ヶ月（4～6月）＋1ヶ月（7月）の定期代を前期、6ヶ月（9～2月）＋1ヶ月（3月）の定期代を後期に支給します。**より安価となる場合を除き、原則として定期券料金を上限とした支給となりますのでご注意ください。**なお、1年定期券や6ヶ月定期券の方が安価になる場合は、そちらをご購入いただいても構いません。
※やむを得ず IC カードを利用される場合であっても、利用した日数が確認できることが必要です。
IC カードの利用控を保管するなど、請求時に利用日数が確認できなくなることを防ぐよう、ご注意ください。特に**共通経路のバスを利用する場合は、IC の控えが必ず必要となります。**
※**同一バス会社の乗り継ぎなどで1日に3回以上バスを利用する場合は、より安価となる場合を除き、原則として1日乗車券の金額が上限となります。**
- ⑤**小学生の方、中学生の肢体不自由学級の方は付添者分の通学費も支給します。**パンプキン号の利用時に保護者の方が同乗し、帰路及び迎えの往路で公共交通機関を利用する場合も、保護者の方が利用した公共交通機関部分が対象となります。
- ⑥**付添者が複数名の場合でも、持参人式（無記名）定期券の利用が安価となる経路の場合は、必ず定期券のご購入をお願いいたします。**



5. 注意事項

- ・**所得が無い（少ない）ため申告が不要となっている方の場合でも、就学奨励費を含む一部行政サービスの申請時にはご申告が必要となります。**確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない場合は、至急お手続きをお願いいたします。
- ・同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。
- ・世帯の状況について特段のご事情がある場合には、事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。

6. その他

なお、別途ご案内しております「就学援助費」が認定となる方は、「就学奨励費」よりも支給金額が多くなります。「就学援助費」をご希望の方でまだ申請がお済みでない場合は、「就学援助費」と「就学奨励費」の二つを漏れなく申請してください。

※両制度の受付後、より支給金額の多い制度で認定いたします。ただし、同一の費用を重複して受給することはできません。

【問合せ先】

世田谷区教育委員会学務課学事係
電話：03-5432-2686